

平成24年(ワ)第132号, 第133号

直送済

弁護士報酬請求事件

原告 小橋川共男 外256名

被告 沖縄県知事 外1名

準備書面(2)

平成24年7月4日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄市市長訴訟代理人弁護士 幸 喜 令



同 藤 田 雄 士



同訴訟復代理人弁護士 稲 山 聖 哲



同 當 眞 正 姫



同 南 部 篓 史



同 清 水 潤



第1 被告沖縄市市長に対する変更後の請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 原告らの請求を却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

2 本案の答弁

- (1) 原告らの請求を棄却する

(2) 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

被告沖縄市市長準備書面（1）第1の2項のとおり。

第3 本案の答弁の理由

被告沖縄市市長答弁書及び準備書面（1）記載の内容に加え、
被告沖縄市市長は、以下のとおり主張する。

1 原告らの主張

原告らは、第1準備書面（4頁）第4において、原告らが前訴代理人との間で前訴代理人に対する委任契約を口頭で締結した旨を主張している。

しかしながら、原告らの主張はおかしい。

2 被告沖縄市市長の反論

(1) 日弁連会規の定め

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が平成16年2月26日に会規として制定した「弁護士の報酬に関する規程」は平成16年4月1日から施行されているところ、同規程第5条第2項は「弁護士は、法律事務を受任したときは、弁護士の報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。」と定めている。

また、日弁連が平成16年11月10日に会規として制定した「弁護士職務基本規程」は平成17年4月1日から施行されているところ、同規程第30条は「弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。」と定めている。

(2) 契約書の必要性が高いこと

上記(1)の各規定は、弁護士が事件を受任するにあたり委任契約書を作成することが、受任の範囲や弁護士報酬等をめぐる依頼者とのトラブルを未然に防止するために極めて有効・有益と考えられているため設けられたものであり、会規と

して制定されてから8年以上が経過している。

前訴当事者及び前訴代理人はいずれも多数であるため、契約書を作成してトラブルを未然に防止する必要性が高かった。したがって、前訴代理人が敢えて上記(1)の各規定に違反してまで契約書を作成せず、口頭で前訴当事者と契約を締結したとは考えられない。

第4 求釈明

原告ら第1準備書面(2頁)第2の1項を全体として読めば、原告らが被告沖縄市市長に対して請求している総額は1050万円であると思われる。しかしながら、大阪高裁判決の引用部分と請求の趣旨の関係は一義的に明らかとまでは言えず、そのため、請求の総額も一義的に明らかとまでは言えないと思われる。

原告らにおいて、原告らが被告沖縄市市長に対して請求している弁護士報酬の総額を明らかにされたい。

以上